

弓削商船高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)		授業科目	特別講義 3
科目基礎情報						
科目番号	0087		科目区分	専門 / 選択		
授業形態	授業		単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	電子機械工学科		対象学年	4		
開設期	後期		週時間数	2		
教科書/教材	『無線従事者養成課程用標準教科書 法規 第一級・第二級・レーダー級海上特殊無線技士：（情報通信振興会）』、 『無線従事者養成課程用標準教科書 法規 第一級・第二級・国内電信級陸上特殊無線技士：（情報通信振興会）』					
担当教員	長井 弘志					
到達目標						
無線機器の使用に伴う電波法規、電波法令について学ぶ。併せて、『第二級海上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士の免許取得を目指す講義を行なう』。						
ルーブリック						
		理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
電波法が、公共の福祉を増進することを目的としていることを説明できる。		電波法の目的や法令の概要を説明できる。	電波法の目的を説明できる。		電波法の目的を説明できない。	
運用に関し、混信防止・通信の秘密保護を説明でき、一般通信、遭難通信、緊急通信を説明できる。		混信防止・通信の秘密保護を説明でき、一般通信、遭難通信、緊急通信を説明できる。	一般通信、遭難通信、緊急通信を説明できる。		一般通信、遭難通信、緊急通信を説明できない。	
学科の到達目標項目との関係						
専門 A1 教養 D1 教養 D2 専門 E2						
教育方法等						
概要	・無線機器の使用に伴う電波法規、電波法令について学ぶ。 ・『特殊無線技士関連科目：電気電子機器 (M4)、特別講義 3 (M4)』 ・『第二級海上特殊無線技士：*1；電波法規その他電波法令に関する科目並びに国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約その他国際条約に関する科目（1時間＝60分の換算で14時間、1週＝90分の換算で9.33週の実施）』 ・『第二級陸上特殊無線技士：*2；電波法規その他電波法令に関する科目並びに国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約その他国際条約に関する科目（1時間＝60分の換算で8.51時間、1週＝90分の換算で5.67週の実施）』 ・本科目の履修により、本校のディプロマポリシーにおける「豊かな教養と倫理観を身につける」能力を習得する。					
授業の進め方・方法	・座学の講義を基本とする。 ・数回の定期試験と数回の講義中の小テストを行う。					
注意点	・理解度に合わせて、節の順序を変えて行うことがある。					
実務経験のある教員による授業科目						
授業の属性・履修上の区分						
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☐ 実務経験のある教員による授業
授業計画						
		週	授業内容		週ごとの到達目標	
後期	3rdQ	1週	(1.30週)*1,*2；電波法令：電波の目的ガイダンス。電波法の目的法令概要を説明できる。		ガイダンス。電波法の目的法令概要を説明できる。	
		2週	(1.35週)*1,*2；電波法令：無線局の免許制度の概要無線局開局、免許有効期間および再免許、記載事項を説明できる。		無線局開局、免許有効期間および再免許、記載事項を説明できる。	
		3週	(1.35週)*1,*2；電波法令：無線設備：資格ごとに操作できる無線設備の概要無線設備と資格の操作を説明できる。		無線設備と資格の操作を説明できる。	
		4週	(1.35週)*1,*2；電波法令：無線従事者制度の概要無線従事者制度の概要を説明できる。		無線従事者制度の概要を説明できる。	
		5週	(1.35週)*1,*2；電波法令：運用：目的外使用の禁止等運用における目的外使用禁止、記載事項の遵守を説明できる。		運用における目的外使用禁止、記載事項の遵守を説明できる。	
		6週	(1.35週)*1,*2；電波法令：運用：混信の防止(1/2)混信防止のための運用を説明できる。		混信防止のための運用を説明できる。	
		7週	(1.35週)*1,*2；電波法令：運用：秘密の保護秘密保護運用を説明できる。		秘密保護運用を説明できる。	
		8週	(1.35週)*1,*2；電波法令：運用：一般通信方法無線通信の原則、業務用語など一般通信の運用を説明できる。		無線通信の原則、業務用語など一般通信の運用を説明できる。	
	4thQ	9週	(1.55週)*1,*2；電波法令：運用：海上移動業務、海上移動衛星業務及び：海上無線航行業務（通則、通信方法）船舶局の運用、周波数の使用区分他の運用を説明できる。		船舶局の運用、周波数の使用区分他の運用を説明できる。	
		10週	(1.50週)*1,*2；電波法令：運用：遭難通信、緊急通信及び安全通信遭難通信・緊急通信の意義、通信の保護などの理解ができる。		遭難通信・緊急通信の意義、通信の保護などの理解ができる。	
		11週	(1.20週)*1,*2；電波法令：業務書類等業務書類等について理解する。		業務書類等について理解する。	
		12週	『*1；第二級海上特殊無線技士（1時間＝60分の換算で14時間、1週＝90分の換算で9.33週の実施）』			
		13週	『*2；第二級陸上特殊無線技士（1時間＝60分の換算で8.51時間、1週＝90分の換算で5.67週の実施）』			
		14週				

		15週					
		16週					
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	小テスト	その他	合計
総合評価割合	60	10	0	0	30	0	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0	0
専門的能力	60	10	0	0	30	0	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0